

年次有給休暇の付与日数

- 1 一般の労働者（週の所定労働日数が5日以上または週の所定労働時間が30時間以上の労働者）

継続勤務年数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数	10	11	12	14	16	18	20

※ なお、法定の基準日以前に付与する場合の8割出勤の算定は、短縮された期間は全期間出勤したものとします。

- 2 パートタイム労働者など所定労働日数が少なくて次に該当する者（週所定労働時間が30時間未満の労働者）

週所定労働日数	年間所定労働日数	継続勤務年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169～216日	7	8	9	10	12	13	15
3日	121～168日	5	6	6	8	9	10	11
2日	73～120日	3	4	4	5	6	6	7
1日	48～72日	1	2	2	2	3	3	3

※ なお、週所定労働時間が30時間未満であっても週所定労働日数が5日以上の場合は上記1の表が適用されます。

休憩

- 1 使用者は、労働時間が6時間を超える場合は45分以上、8時間を超える場合には60分以上の休憩を与えなければなりません。なお、休憩時間については、「労働時間の途中に与えること」、「自由に利用させること」、「一斉に与えること」の3つの原則があります。
- 2 このうち、一斉付与の原則については、労働基準法で適用除外とされている特定の業種（運輸交通業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、保健衛生業、接客娯楽業、官公署）以外の業種では労使協定を締結すれば、その適用が除外されます。